

宇和島市ブランドブック制作業務 質問及び回答

項目	質問	回答
実施要領4 参加資格(6)	冊子制作とあるが、同様の内容の他の媒体の実績でもよいか。	参加資格に定めた内容を満たすと認められるものであればかまいません。参加申込時にご提示ください。
実施要領4 参加資格(7)	<ul style="list-style-type: none"> ・(7)の事項に関して、必須の理由はなぜか。 ・(7)の事項に関して、各種権利についての指導実績を有することは、具体的に本業務における何に必要とされているか。 ・(7)の事項に関して、社内に有しない場合、外部業者に委託することは可能か。 	(7)では、日頃より各種権利関係へのチェック体制を構築できているか、業務を適切に履行することが可能であるかを問うものです。本業務においては写真の撮影など、全体をとおして著作権等への配慮が特に必要となると考えられます。なお、参加資格においては参加業者の資格を確認するものであるため、外部委託は不可です。
仕様書(5) 仕様書(6)	<ul style="list-style-type: none"> ・ブランドブックの印刷に関しては、別発注か。 ・ブランドブックを使って実施しようとする事業はあるか。 ・参考にしている他自治体のブランディング等があればご提示いただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書5(4)のとおり印刷は本業務に含みません。別発注です。 ・仕様書5(2)②の用途を想定しており、今後行われる事業にも使用する見込があります。 ・当業務は仕様書に定める内容をもとに提案をいただき、よりよいブランドブックを作成することを目的とするもので、提示できる例はありません。皆様のご提案をお待ちしています。